令和6年第1回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

 招
 集
 令和6年2月8日(木)

 開催場所
 常滑市役所3階委員会室

 開
 会
 午前10時0分分

 財
 会
 午前10時22分

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査結果(令和5年10月~12月分)

日程第4 議案第1号

令和6年度中部知多衛生組合会計予算

日程第5 議案第2号

令和5年度中部知多衛生組合会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第3号

中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎本日の会議に付議された事件

議事日程のとおり

◎出席議員(15名)

1番	沢	田		清	2番	澤	田		勝
3番	中	村	和	也	4番	或	弘	秀	之
5番	麻	生	七	海	6番	青	木	信	哉
7番	櫻	井	雅	美	8番	石	JII	喜	次
			. 1 .	7 -	10平	H	田文		
9 番	石)) J	こしん	まる	10番	久	野		勇
9番 11番			こしに 史	_	12番	 西	•	真	男 樹
• •	伊	藤	史	郎	, ,	西	本	真	- •

◎欠席議員(0名)

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 伊 藤 辰 矢 副 管 理 者 久 世 孝 宏 芳 副 管 理 者 籾 Щ 輝 副 管 理 者 朝 夫 Щ 田 半田市副市長 山 本 卓 美 千 武豐町副町長 近 藤 秋 会 計 管 者 中 野 樹 理 直 場 長 田 政 増 喜 主 任 収 石 Ш 常滑市市民生活部長 野 文 水 善 半田市市民経済部長 大 仁 志 Щ 武豐町生活経済部長 飯 浩 雅 田 常滑市生活環境課長 鯉 江 剛 資 武豐町環境課長 晃 北 河

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

午前10時00分 開会

- 議長(盛田克己) 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和6年第 1回中部知多衛生組合議会定例会を開会いたします。招集に際しまして、管 理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市 長。
- 管理者(伊藤辰矢) 本日は、令和6年第1回中部知多衛生組合議会定例会を 招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、 誠にありがとうございます。日頃は、中部知多衛生組合の運営につきまして、 ご高配を賜り、深く感謝を申し上げるしだいでございます。

さて、本日、付議申し上げます案件は、当初予算案1件、補正予算案1件、 条例の一部改正案1件の計3件でございます。議案の内容につきましては、後 ほど担当者からご説明させていただきます。慎重にご審議いただき、ご可決賜 りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(盛田克己) ありがとうございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開き、議事日程に従い会議を進めさせていただきます。本日の議事日程は、事前に配付いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(盛田克己) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) 異議なしと認めます。よって、議長において指名させていただきます。署名議員には、3番中村和也議員、8番石川喜次議員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

議長(盛田克己) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定 いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(盛田克己) 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例 月出納検査結果(令和5年10月から12月分)」について、報告書が提出され ておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

日程第4 議案第1号 令和6年度中部知多衛生組合会計予算

- 議長(盛田克己) 日程第4 議案第1号「令和6年度中部知多衛生組合会計 予算」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長。
- 場長(増田喜政) ただいま議題となりました、議案第1号「令和6年度 中部 知多衛生組合会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。令和6年度予算につきましては、施設整備工事完了後、不要となる既設の放流管を撤去するための「既設放流管渠撤去等工事」を計上いたしました。それでは、議案書1ページをご覧ください。第1条で定めます、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1千970万7千円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

るものでございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による 一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定めるものでございます。2ペー ジから17ページの内容につきましては、32・33ページの「令和6年度予算の歳 入歳出明細書」を使って、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、32 ページをご覧ください。最初に歳入から主なものにつきまして、表中「6年 度当初①」の欄を中心にご説明いたします。分担金は、施設の運転等、維持 管理に係る経費を投入量割により算出し、2市1町に負担していただくもの でございます。1款1項1目半田市の分担金は8千782万1千円、常滑市の 分担金は1億1千567万3千円、武豊町の分担金は5千138万5千円、計2億 5千487万9千円となるものでございます。負担金は、「改修事業費」及び「組 合債償還利子・元金」について、均等割及び人口割により算出し、2市1町 に負担していただくものでございます。1款2項1目 半田市の負担金は6千 86万2千円、常滑市の負担金は7千197万4千円、武豊町の負担金は3千113 万5千円で、計1億6千397万1千円となるものでございます。2款1項1目 周辺整備事業費負担金83万1千円は、長成公園の周辺整備事業及び地元対策 にかかる経費のうち、40%を常滑市及び武豊町に負担していただくものでご ざいます。最下段にございます歳入の計は、4億1千970万7千円の計上で、 前年度と比較いたしまして2千43万7千円、率にして5.1%の増となるもので ございます。続きまして、33ページをご覧ください。歳出につきまして、主 なものを順に説明させていただきます。2款1項1目「1報酬及び2人件費」 につきましては、給与改定により、それぞれ増となるものでございます。2 款2項1目「1施設包括運転管理費」は、1億8千942万円の計上で、前年度 と同額でございます。これは、施設整備工事完了後の令和4年7月から5年 間の長期包括運転管理等業務委託でして3年目に入ります。「3廃棄物等処 分費」は、2千643万9千円の計上で、前年度と比較して373万7千円、率に して12.4%の減でございます。これは、脱水汚泥発生量の見込みが減となっ たため減となっております。「4負担金」は、145万4千円の計上で、下水道 放流に伴う「衣浦西部浄化センター建設費負担金 及び資本費負担金」でござ います。2款2項2目「改修事業費」は、7千210万8千円の計上で、前年度 と比較し2千300万5千円、率にして46.9%の増でございます。これは、施設 整備工事の完了による下水道放流への切り替えに伴い、既設の放流管が不要 となったことから、5年度から行っている工事の残りの部分を6年度に行う ため放流管渠撤去等工事を引き続き行うものでございます。3款1項1目 「利子」は、306万4千円の計上で、令和2年度から4年度に借り入れた組合 債の償還利子でございます。3款1項2目「元金」は、8千880万円の計上で、 令和2年度から4年度に借り入れた組合債の償還元金でございます。最下段 にございます歳出の計は、歳入と同額の4億1千970万7千円の計上で、前年 度と比較して2千43万7千円、率にして5.1%の増となるものでございます。

なお、18ページから23ページに「給与費明細書」を、24・25ページに「債務 負担行為調書」を、26ページに「地方債調書」を、27ページ以降に「予算概 要」を参考として掲載させていただきました。以上、議案第1号につきまし て、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申しあげ、説明と させていただきます。

- 議長(盛田克己) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はご ざいませんか。
- 12番(西本真樹) 33ページ、歳出の2款2項2目「改修事業費」なんですけ ど、今年度は2千900万円ということで、市街地に入る前のところなんですけ ど、今後市街地に入っていく中で、かなり住民の方たちにもご迷惑をお掛け しながらの工事になると思うのですが、どのような工事、進捗を進めていく のか内容を教えてください。
- 場長(増田喜政) 6年度以降の工事につきましては、今年度と比べまして街中を工事していきますので、地元武豊町さんと住民の方にも十分説明をさせていただいて、なるべくご迷惑にならないよう進めていきたいと思っています。
- 議長(盛田克己) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論 に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案を可とすることに決しました。

日程第5 議案第2号 令和5年度中部知多衛生組合会計補正予算 (第1号)

議長(盛田克己) 日程第5 議案第2号「令和5年度中部知多衛生組合会計 補正予算(第1号)」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。 場長。

場長(増田喜政) ただいま議題となりました、議案第2号「令和5年度中部 知多衛生組合会計補正予算(第1号) | につきまして、ご説明を申し上げま す。今回の補正は、歳入につきましては前年度繰越金の確定に伴います措置 及び令和5年1月から12月までの投入量が確定したことによります「市町分 担金の精算」、令和5年4月1日現在の各市町人口によります「市町負担金 の精算」をお願いするものでございます。また、歳出につきましては、決算 を見込みましての減額でございます。議案書1ページをご覧ください。第1 条に定めます歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ955万円を減 額いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8千972万円とするも のでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ り定めるものでございます。2ページ、3ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入歳出の款項ごとの補正額等を記載 しております。内容につきましては、補正予算説明書10ページ「2歳入」か らご説明申し上げます。1款分担金及び負担金「1項1目分担金」は、前年 度繰越金の確定、人件費及び廃棄物等処分費の決算を見込みまして、1千284 万7千円を減額いたし、補正後の額を2億4千460万3千円 とするものでご ざいます。その内訳といたしましては、右の説明欄、半田市の分担金を467万 2千円、常滑市の分担金を534万7千円、武豊町の分担金を282万8千円、そ れぞれ減額するものでございます。「2項1目負担金」は、前年度繰越金の 確定及び改修事業費の決算を見込みまして、398万5千円を減額いたし、補正 後の額を1億3千698万1千円とするものでございます。その内訳といたしま しては、右の説明欄、半田市の負担金を86万2千円、常滑市の負担金を180万 7千円、武豊町の負担金を131万6千円、それぞれ減額するものでございます。 2款繰越金「1項1目繰越金」は、前年度繰越金の確定により728万2千円を 増額いたし、補正後の額を728万3千円とするものでございます。続きまして、 12ページをご覧ください。「3歳出」につきまして、ご説明申し上げます。 2款衛生費「1項1目総務費」は29万円を増額いたし、補正後の額を3千162 万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「派遣職員負担金」は給与改定等により増額するものでございます。2款衛生費「2項1目し尿処理費」は590万円を減額いたし、補正後の額を2億1千542万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「廃棄物等処分費」につきまして、脱水汚泥発生見込み量が当初より減となり減額するものでございます。「2項2目施設改修費」は、394万円を減額いたし、補正後の額を4千516万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「既設放流管撤去等事業費」につきまして、既設放流管撤去等工事の実施設計業務委託の請負差金で減額するものでございます。なお、14ページに「令和5年度分担金及び負担金の計算基礎」を、15ページに「令和5年度分担金精算書」を、16ページに「令和5年度負担金精算書」を参考として掲載せていただきました。以上、議案第2号につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長(盛田克己) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はご ざいませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論 に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案を可とすることに決しました。

- 議長(盛田克己) 日程第6 議案第3号「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。本案について説明を求めます。場長。
- 場長(増田喜政) ただいま議題となりました、議案第3号「中部知多衛生組 合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 ご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページの「資料」をご覧ください。 「1趣旨」でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4 月1日から施行されることに伴い、本組合においても会計年度任用職員に対 して勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。「2改正内容」 でございますが、次の表のとおり、支給期ごとに正規職員に対する勤勉手当 の支給割合に準じて勤勉手当を年間2.05月分支給するものでございます。「3 改正による影響額」でございますが、令和6年度の勤勉手当額は19万8千円 となる見込みでございます。「4改正の実施時期」でございますが、この条 例は令和6年4月1日から施行するものでございます。それでは、1ページ の議案書にお戻りください。「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及 び費用弁償に関する条例」の一部を新旧対照表の下線部分のとおり改正する ものとして、勤勉手当の追加及び支給対象となる職員の要件について規定し ております。3ページをご覧ください。附則第2項は、「中部知多衛生組合 の育児休業等に関する条例」の一部改正をお願いするものでございまして、 第7条第2項は、「会計年度任用職員を除く育児休業をしている職員のうち、 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準 日に係る勤勉手当を支給する」として、勤勉手当の支給対象から会計年度任 用職員を除外していましたが、今回の改正により、勤勉手当の支給対象とす るため、「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を 除く。)」の文言を削除するものでございます。以上、議案第3号につきま して、よろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し 上げ、説明とさせていただきます。

議長(盛田克己) 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はご ざいませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論 に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(盛田克己) 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、 原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(盛田克己) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可とすることに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和6年第1回中部知多衛生組合議会定例会を閉会といたします。本日は、ご苦労様でした。

午前10時22分 閉会

 $\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty\infty$

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月13日

議 長 盛 田 克 己

議 員 中村和也

議 員 石川喜次